

1. 七年の終わりごとに、負債の免除をしなければならない。
2. その免除のしかたは次のとおりである。貸し主はみな、その隣人に貸したものを免除する。その隣人やその兄弟から取り立ててはならない。主が免除を布告しておられる。
3. 外国人からは取り立てることができるが、あなたの兄弟が、あなたに借りているものは免除しなければならない。
4. そうすれば、あなたのうちには貧しい者がなくなるであろう。あなたの神、主が相続地としてあなたに与えて所有させようとしておられる地で、主は、必ずあなたを祝福される。
5. ただ、あなたは、あなたの神、主の御声によく聞き従い、私が、きょう、あなたに命じるこのすべての命令を守り行なわなければならない。
6. あなたの神、主は、あなたに約束されたようにあなたを祝福されるから、あなたは多くの国々に貸すが、あなたが借りることはない。またあなたは多くの国々を支配するが、彼らがあなたを支配することはない。
7. あなたの神、主があなたに与えようとしておられる地で、あなたのどの町囲みのうちでも、あなたの兄弟のひとりが、もし貧しかったなら、その貧しい兄弟に対して、あなたの心を閉じてはならない。また手を閉じてはならない。
8. 進んであなたの手を彼に開き、その必要としているものを十分に貸し与えなければならない。
9. あなたは心に邪念をいだき、「第七年、免除の年が近づいた。」と言って、貧しい兄弟に物惜しみして、これに何も与えないことのないように気をつけなさい。その人があなたのことで主に訴えるなら、あなたは有罪となる。
10. 必ず彼に与えなさい。また与えるとき、心に未練を持ってはならない。このことのために、あなたの神、主は、あなたのすべての働きと手のわざを祝福してくださる。
11. 貧しい者が国のうちから絶えることはないであろうから、私はあなたに命じて言う。「国のうちにいるあなたの兄弟の悩んでいる者と貧しい者に、必ずあなたの手を開かなければならない。」

説教

申命記 15 章は七年ごとの安息年についての教えです。

「七年の終わりごとに、負債の免除をしなければならない。」このことばが意味する通り、イスラエルでは七年ごとに借金を免除する法律がありました。「貸し主はみな、その隣人が貸したものを免除する。その隣人やその兄弟から取り立ててはならない。」(2) こう言われるように、お金を貸した人は七年ごとにやってくる安息年には借金を帳消しにしなければなりません。「負債の免除」という言葉は「責任から外すこと、(土地などを)休ませること、免除、解放」という意味です。イスラエルは、後に王政の時代になると、国に重い税金を納められず、しばしば借金をしなければならないことがありました。田畑の収穫は生活と借金の支払いに呑み込まれてしまいます。それであまりに貧しくて、どんなに頑張っても返済しきれないということもあり得たのです。そうになると、借金で首が回らず、貸し主に頭が上がらないまま、借金を抱えた貧しい人は、終わりの無い困窮と隷属にいつまでも苦しみ続けることとなります。それでイスラエルでは、このような極貧に苦しむ人を救済する律法がいくつかありま

したが、その一つが七年ごとの「負債の免除」の規定です。これは、借金地獄にあえぐ極貧者にとっては、まさしく「安息」となり「解放」となります。

「主が免除を布告しておられる。」こうわざわざ言われます(2)。つまり、最も貧しい者が顧みられることは、神の特別な思召し召しなのです。古代近東の他の国では、貴族や為政者などの上流特権階級に有利なように法が作られていることが一般的であったようです。これに対して、イスラエルでは、金持ちも貧乏人も、神の律法の前にはみな等しく扱われてさばきを受けることが定められました。特に、貧しい人が貧しいからといって蔑まれたりすることなく、貧しい人にも幸福に生きる権利があることを教えています。それが、貧しい者が落ち穂を拾ったり、他人の田畑で麦やぶどうを食べただけ食べることができる(ただしカゴや鎌を使ってはならない)権利(レビ記 23:22、申命記 23:24,25)だったり、七年ごと、五十年ごとの休耕田に生じた作物を制限なく収穫できる権利(レビ記 25章)なのですが、そうした貧困者救済法の一つがこの七年ごとの借金免除の規定です。

「主が免除を布告しておられる」と、あえて宣言されている背景には、神がすべてを支配しておられるという事実があります。つまり、土地もお金もすべてを支配しておられるのは神なのです。そして、神が私たち人間に土地を与え、金を与えて、富を使うことを許可してくださっています。神こそが土地と富の究極の所有者です。これは、土地を獲得した人間がその永遠の所有者であることを否定します。債務者が債権者に永遠に隷属することを否定します。「主が免除を布告しておられる」とは、七年ごとに負債を免除させることを通して、神こそが富の究極の所有者であることをご自身の民イスラエルに自覚させようとしておられるのです。七年ごとの安息年が来る度に、神の民イスラエルは、神が自分に富を与えてこれを使うことを許してくださっていることを感謝しなければなりません。

神の民イスラエルは、エジプトで奴隷として苦しい生活をしていましたが、神は彼らを憐れんで、彼らを苦しい奴隷生活から「解放」してくださいました(申命記 15:15)。人に隷属する苦しみは彼らが誰よりも知っているところですが、その苦しみから神は「解放」してくださいました。それ故、イスラエルは、自分たちが神の恵みを受けて救われたのですから、七年ごとの安息年が来るたびに感謝しなければなりません。感謝して、人の借金を「免除」しなければなりません。神は、ご自身の民を罪と滅びから解放してくださいます。そうして、神の民にいのちを与え、回復させてくださる、安息の主なのです。

それで、債権者がどのように債務者の借金を「免除」するのか、心構えが教えられます。「その貧しい兄弟に対して、あなたの心を閉じてはならない。また手を閉じてはならない。」(7)「進んであなたの手を彼に開き、その必要としているものを十分に貸し与えなければならない。」(8)「必ず彼に与えなさい。また与えるとき、心に未練を持ってはならない。」(10)「国のうちにいるあなたの兄弟の悩んでいる者と貧しい者に、必ずあなたの手を開かなければならない。」(11)ここでは「心」と「手」だけが強調され、「知性」は鳴りをひそめます。貧しい者に「知性」を働かせてはならないからです。貧しい者を軽視することに、知的な理屈や合理的な理由を考え出してはなりません。そして、まずは「心」が問われます。「あなたの心を閉じてはならない」「心に未練を持ってはならない」と言われるように、見て見ぬふりして「心を閉じてはならない」のです。そして、「手を開け」と言われます。「手を閉じる」とは、自分の持っている物を固く手を閉じて離さないことを意味します。それで、そうではなく、「進んであなたの手を彼に開き、その必要としているものを十分に貸し与えよ」と言うのです。

しかし一方で、貸し惜しみをするという場合もあるでしょう。それでモーセはこう言います。「あなたは心に邪念をいだき、『第七年、免除の年が近づいた。』と言って、貧しい兄弟に物惜しみして、これに何も与えないことのないように気をつけなさい。その人があなたのことで主に訴えるなら、あなたは有罪となる。必ず彼に与えなさい。」(9,10) 第七年目の「免除」の年が近ければ近いほど借金の取り立てができなくなる可能性が高いので、「心

に邪念をいだいて」貸し惜しみをしますのです。そうなれば、神の命令を行わなかったということで、「あなたは有罪となる」と言われます。神の恵みを思い出して心から感謝すれば、貸し惜しみせずに、「手を開いて与える」ということも可能です。でも現実には、貧しい人に貸し与えることで自分の持つお金が無くなるということを考えると、躊躇して、心を閉ざし、手を固く閉ざしてしまうという気持ちも理解できないわけではありません。それで、次のように約束が付け加えられます。

「主は、必ずあなたを祝福される」(4) これは、「祝福する」という動詞の強意形を二つ立て続けに連続させる表現で、あえて訳すと、「主はあなたを必ず祝福し、祝福する」となるでしょう。「あなたの神、主は、あなたに約束されたようにあなたを祝福されるから、あなたは多くの国々に貸すが、あなたが借りることはない。またあなたは多くの国々を支配するが、彼らがあなたを支配することはない。」(6) 神の命令に聞き従い、貧しい者にも「心を開き」「手を開く」ならば、神は「必ずあなたを祝福」し、その祝福が溢れて「多くの国々に貸す」までとなり、さらにはそれにより「多くの国々を支配する」ことになるので、手を開いたら損して貧しくなるなどと心配することなく、安心して「心を開きなさい」と言うのです。

ただ、安息年にも借金を免除しなくてもよい対象がありました。それは「外国人」です(3)。これはイスラエルに吸収された「在留異国人」とは区別される、外の外国人のことです。安息年にも彼らからは借金を取り立てることが許されました。どうしてでしょうか。理由は、この律法の規定が神の民イスラエルの貧困をなくすための教えだからです。

それで、こう言われます。「そうすれば、あなたのうちには貧しい者がなくなるであろう。」(4) つまり、ここで教えられるように、金持ちが貧乏人に目を開き、心を開いて、手を開いて、自ら進んで富を分かち合うならば、イスラエルには食うに困る「貧しい者がなくなる」と言うのです。これは確かにその通りで、持つ者が持たぬ者を助けるならば、イスラエルから貧困は消滅し、みな豊かになり、イスラエルは国としては他国から借金することなく、その結果、支配されることもありません。むしろ、彼らに貸すようになり、彼らを支配するようになります。

しかし、現実にはそううまくいきません。それでモーセはこうも付け加えます。「貧しい者が国のうちから絶えることはないであろうから…」(11) つまり、目標あるいは理想としては「貧しい者がなくなる」ことなのですが、しかし現実には厳しく、むしろその反対で、「貧しい者が国のうちから絶えることはない」と言います。どうしてでしょうか。施さないからです。

だからこそ、モーセは「命じて言う」のでした。「国のうちにいるあなたの兄弟の悩んでいる者と貧しい者に、必ずあなたの手を開かなければならない。」